

便利な選挙の投票制度

■ 不在者投票制度について

問 市選挙管理委員会（本庁舎総務課内） ☎ 82 - 1002

投票日に投票所に行けない場合は、期日前投票所で投票ができます。そのほかに、市選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙を請求し、投票する不在者投票という制度があります。

■ 県が指定する病院などでの不在者投票

病院や老人ホームなどで投票をする制度です。入所している病院や老人ホームなどに確認してください。

■ 郵便による不在者投票

重度の障害などにより投票所に行けない人が、郵便で投票する制度です。身体障害者手帳や戦傷病者手帳が交付されている人のうち、一定の障害がある人、または要介護5の認定を受けている人に限られます。

■ 市外での不在者投票

仕事や旅行などの理由で投票日に市外で過ごす人が、滞在地の選挙管理委員会で投票する制度です。

専門の相談員が応えます！

■ 一日合同相談会を開催

問 総務課（本庁舎内） ☎ 82-1002

行政機関などが一堂に集まり、ワンストップで相談に応じます。行政などへの苦情や意見、どこに相談したらよいか分からない相談に応じるほか、複数の相談がある場合など、それぞれの機関に出向くことなく、1カ所で相談することができます。「丹波市一日合同相談会」を開催します。

■ とき / 10月1日（金）午後1時～4時※受付は3時30分まで

■ ところ / ゆめタウン ポップアップホール

■ 相談内容

- ① 土地、建物全般に関する相談
 - ② 遺言、相続などの申請書および公正証書の作成に関する相談
 - ③ 税に関する相談
 - ④ 労災、雇用保険、年金などに関する相談
 - ⑤ 行政機関への苦情・要望
- ※相談無料・予約不要です。

まぐみみ兵庫



市長・林時彦の
時を駆ける



皆さんの声を届けてください！

皆さんは、丹波新聞に「自由の声」という投稿欄があることをご存知でしょうか。

私はこの投稿欄に掲載されている内容をいつも興味深く読んでいます。

いろいろな種類の投稿が掲載されている中で、市長という立場上、とりわけ行政に対して向けられた意見については、注意深く読むようにしています。

心温まる感謝の言葉や、市政に対しての厳しい指摘、市民目線からの新しい提案など、それぞれの思いで率直に書かれています。全ての投稿に対し、素直な心で受け止めています。

また、掲載されている投稿の中には、時々、投稿者側と行政側との間に理解や受け止め方の些細な食い違いが生じていると思われる案件が見られます。そういった案件を見かけた時は、

可能な限り私自身が直接ご本人に出会って話を聴き、担当課にも問い合わせ、積極的に事実確認などを行っています。そして改めて双方の話を聞くと、実は簡単に改善できるような案件であることも少なくありません。

最近では、「老人会の補助金の支給要件が厳しすぎる」や「高齢者に寄り添う柔軟な行政を望む」という趣旨の投稿がありました。これらは、補助金の使用目的についての誤解から生じた疑問や、規則の取り扱いに対する意見でしたが、後日お会いし、丁寧に話を聴くことで、ご理解をいただくことができました。

ほかにも直接伺いすることとで解決できることがたくさんあると思います。新聞の投稿だけでなく、市のホームページやがき、私のフェイスブックなどが、皆さんの利用しやすい方法で声をお聞かせください。

丹波市長 林 時彦